**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生二番耕地一二六九番地、最後の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町上野尻甲七六四番地二　共同生活介護事業所あさひ　あさひ二階一二〇二号

被相続人　乙　東　榮一

右被相続人の相続人のあるとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

愛媛県松山市松末二丁目一五番七号

相続財産管理人　宇都宮孝輔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍高知県香美市土佐山田町山田一七〇〇番地一、最後の住所高知県香美市土佐山田町東本町三丁目二番三七号

被相続人　乙　石川　和子

右被相続人の相続人のあるとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

高知県香美市香北町美良布一一五〇番地三

相続財産管理人　司法書士　宮下　陽介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県鹿児島市清水町一〇六番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市西伊敷七丁目三三番一三一二七号　被相続人　乙　山下美喜雄

右被相続人の相続人のあるとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

事務所鹿児島市山下町一六一一　弁護士法人和田久法律事務所

相続財産管理人　弁護士　蓑毛　長樹

**無縁墳墓等改葬公告**

当墓苑墓地の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬するようになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することを承知下さい。

平成二十九年六月二十八日

一　墳墓等所在地　大阪府大阪市東住吉区長居公園一番三一号

一　墳墓等の名称　臨南寺墓苑

一　死亡者の墓籍番号、本籍及び氏名　〇三一二七　不詳　沢田家

一　改葬を行おうとする者　大阪府大阪市東住吉区長居公園一番三一号　臨南寺墓苑管理者　大澤　正道

**前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告**

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社本郷屋

二、代表者の氏名　卯原　義夫

三、主たる営業所の所在地　埼玉県草加市神明一丁目一一番四号

四、許可年月日　昭和五十六年十二月八日

五、許可失効年月日　平成二十九年三月六日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金十万円

②　前受業務保証金　金一千二百万円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十九年六月二十八日

埼玉県草加市神明一丁目一一番四号

株式会社本郷屋

代表取締役　卯原　義夫

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年６月28日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社オリオン　②第三種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第3―705号　④株式会社オリオン　栃木県真岡市下高間木２丁目12―４　代表取締役　柳田昇　⑤栃木県真岡市下高間木２丁目12―４　⑥平成28年１月21日　⑧平成29年５月31日　⑩300万円　⑪栃木県知事　⑫株式会社オリオン　栃木県真岡市下高間木２丁目12―４　代表取締役　柳田昇

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年６月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大住建設株式会社　②東京都知事(9)41830　③代表取締役　小玉吉博　④東京都豊島区東池袋二丁目39番２号　大住建設株式会社　代表取締役　小玉吉博　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区東池袋二丁目39番２号

①株式会社玉善　②国土交通大臣(1)9105　③代表取締役　玉野善教　④愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番２号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市淀川区宮原一丁目１番１号新大阪阪急ビル３階　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番２号　株式会社玉善　代表取締役　玉野善教

①生長ハウジング株式会社　②大阪府知事(10)20956　③代表取締役　朝井和豊　④大阪府泉南市中小路１丁目７番34号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府泉南市中小路１丁目７番34号　生長ハウジング株式会社　代表取締役　朝井和豊